［項を削る。］

（特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第八十五条の二十五　特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条（第一項第四号を除く。）及び第百四十七条の十五第一項第四号において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十一　略］

［項を削る。］

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し第百四十七条の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

［2～4　略］

（農林中央金庫の説明書類の縦覧）

第百四十二条　［略］

［2～4　略］

5　準用銀行法第五十二条の五十一第二項の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（農林中央金庫代理業者の届出等）

第百四十七条　準用銀行法第五十三条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

2　［略］

3　第一項第三号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一～六　略］

4　第一項第三号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。

2　一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林中央金庫は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（特定預金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第八十五条の二十五　特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十一　同上］

2　一の特定預金等契約の締結について農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が法第五十九条の三及び第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該農林中央金庫代理業者が当該書面を交付したときは、農林中央金庫は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

［2～4　同上］

（農林中央金庫の説明書類の縦覧）

第百四十二条　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（農林中央金庫代理業者の届出等）

第百四十七条　［同上］

［一・二　同上］

三　準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面について、縦覧を開始した場合

四　［同上］

2　［同上］

3　第一項第四号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫代理業者又はその従業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一～六　同上］

4　第一項第四号に該当する場合の届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫代理業者が知った日から一月以内に行わなければならない。